

平成28年度 第6回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成29年1月18日(水)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】平成28年度第6回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。年が変わりまして第1回の審議会ですので、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をしていただきたい。どうぞよろしく。

【区政情報課長】皆様、遅くなりましたけれども、今年もよろしくお願いいたします。

それでは、事前にお送りいたしました資料は、資料40の「耐震フォローアップ業務の委託について」から資料48「住居表示の実施に係る業務の委託について」までの10件でございます。

なお、資料の40と38につきましては、前回、時間の関係で今回に持越しをさせていただいているものでございます。また、資料39につきましても、前回から持越しをしておりますけれども、こちらの資料39は、今日の議案ではございません。この次の議案のほうに回させていただいておりますので、今日は資料40と資料38というのが持越し議案となります。

本日差替えの資料2点、また追加の資料を2点、机上のほうに配付をさせていただいております。申し訳ございませんが、資料差替え追加をお願いいたします。最初に差替えでございますが、お手元の次第の差替えがございます。それから、資料の42でございますが、42-2という資料がございます。42-2の資料の次に、42-3と42-4を追加して入れていただければと思います。

次に資料の45でございます。こちらは差替えでございますが、そこについております資料45-1。こちらのほうは差替えをお願いいたします。

今日は資料が多くございますので、頭から番号順に資料を確認させていただきたいと思っております。

まず資料40でございます。40の次が資料40別紙というのがございます。資料40別紙の次が資料40-1、次が40-2です。次が今度、資料38です。資料38は資料が38-1と38-2になります。その次に参考資料となっておりますが、参考資料のほうが38-1から5までございます。次が資料41。これは1つでございます。次が資料42でございますが、資料42の後に資料42-1から4まででございます。

次は資料43。こちらのほうは資料が43-1と43-2がついてございます。次の資料44が多くございまして、まず資料としては44-1から44-8まであります。その後ろに参考資料44-1というのがまた1つついています。

次が資料45。これは資料45と資料45-1のみです。資料46が資料46と資料46-1のみで

す。資料 47、48 はそれだけでございます。

以上でございます。もし過不足等がございましたら、お教えいただければ、すぐにお届けいたします。

【会長】とりあえずよろしいでしょうか。

もし不足に気づかれたら、またその場でご指摘ください。

それでは、次第に沿って議事の審議を進めてまいります。説明される方は資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようにお願いします。

まず資料 40「耐震フォローアップ業務の委託について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【防災都市づくり課長】では、資料 40 の 2 ページをお開きください。事業の概要からご説明させていただきます。まず目的、それから対象者についてです。記載のとおりでございます。予備耐震診断または耐震モデル地区事業の耐震診断を実施した木造住宅のうち、改修工事が未実施のものを対象に戸別訪問を行い、建物の耐震化に向けた普及啓発を図るということが、目的でございます。

少し補足させていただきます。地震に対して建築物が倒れないように補強することを耐震化といいます。区は高度防災都市の実現を目指して、老朽建築物の耐震化を進めており、耐震化支援事業に取り組んでいるところでございます。耐震化支援事業とは、具体的な例を申しますと、建物の所有者が行う予備耐震診断、耐震診断補強設計改修工事に対して補助金等を交付するものです。平成 16 年度から取り組んでいるところです。

建物が耐震性を有するか、つまり地震に対して大丈夫かということを構造的に調べることを耐震診断というのですが、区はこの予備耐震診断等を無料で行っています。これまでに約 1,800 件の実績がございます。しかし、これらの方々のうち、耐震化をした方、つまり工事をして、しっかり耐震化をされた方は 300 件にとどまっております。耐震化を検討したのに、改めて工事をしていないという方が約 1,500 件ございます。耐震診断をこれまでにされた方を対象に、今後工事をしてもらうように普及啓発活動をする必要があると考えており、そのための事業がこの耐震フォローアップ事業でございます。

事業の内容についてご説明いたします。まず、こちらの資料のほうで、戸別訪問、対象建築物の抽出でございます。その次に戸別訪問でございます。予備耐震診断を受けた方を戸別訪問して、耐震化の必要性、区の補助制度の内容等を説明する。そして、耐震化を働きかける。これが戸別訪問でございます。

その前段といたしまして、戸別訪問に先立ち、対象となる住宅を書類等から抽出する作業をお願いすることになります。これが戸別訪問対象建築物の抽出作業。この2つの作業をお願いすることになります。こちらにつきましては、後ほど改めましてご説明いたします。

続きまして3ページ、委託の内容等についてご説明させていただきます。委託先については、記載のとおり、特命随契により一般社団法人新宿区建築設計事務所協会を想定してございます。

次に、委託に伴い業者に処理させる情報の項目です。こちらにつきましては、資料40の別紙をご参照いただきたいと思います。これまでに予備耐震診断を実施した方々の区民の情報を対象としておりまして、主に個人に関する情報、そして、建物に関する情報となります。

次に処理させる情報項目の記録媒体ですが、紙及び電磁的媒体になります。委託の理由につきましては、表のとおりでございます。なお、委託先の建築士、建築設計事務所協会ですが、この予備耐震診断、これまでにやってきた報告書等の作成等も、実はこちらの建築設計事務所協会のほうで、業務を請け負っております。建築設計事務所協会にこうした耐震診断を委託してきましたので、今回のフォローアップ業務につきましても、協会みずからが作成した報告書等を再度活用して、業務に委託していただくこととなります。

続きまして、委託の内容についてご説明いたします。先ほど2ページのほうに事業内容とございましたが、こちらのほうを少し詳しく説明させていただきます。

委託の内容を先ほどご説明しました戸別訪問、対象建築物の抽出、これにつきましては、これまで予備耐震診断等を受けた区内に存する木造住宅を対象に、建築物の状況を調査し、対象となる建築物を抽出して、戸別訪問対象建築物を決定することになります。予備耐震診断の報告書を参照しまして、耐震改修工事費の補助の対象物件となるかどうか、これを調査していただくこととなります。

2番目でございます戸別訪問。これにつきましては、抽出された建築物の所有者に対して1軒1軒訪問していただきまして、耐震化の必要性、あるいは区が行っております耐震化支援事業の補助制度等について説明していただく予定でございます。

「委託の開始時期及び期限」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「委託にあたり区が行う情報保護対策」。こちらにつきましても記載のとおりでございます。

「受託業者に行わせる情報保護対策」。こちらも記載の8項目でございますが、5番目の戸別訪問の際には、区が提供する身分証をしっかりと身につけていただきまして、各戸を訪問していただく予定でございます。そうすることにより、区の受託者であるということをきちんと区民

に示し、しっかりした業務を行ってもらう予定でございます。

簡単ではございますが、私のほうからの説明は以上でございます。ご審議のほどをお願いいたします。

【会 長】委託先の設計事務所協会というところですけども、協会というのは、新宿区にある設計事務所の方が全員か何か加入している団体でしょうか。

【防災都市づくり課長】これは全国組織なのですが、新宿区の支部としてございます。建築士の資格を持っている方々で構成されている団体でございます。新宿区で活動されている方々でもございます。ただ、建築士の資格を持っている方全員がこの協会に加入しているというわけではございません。

【会 長】この戸別訪問される方は、そういう建築事務所に所属しておられる方なのですか。それとも、この協会の専属で何か、実際の事務所とは関係のない人たちでしょうか。どういう関係ですか。説明願います。

【防災都市づくり課長】新宿で活動されている方なのですが、その事務所に属する方、建築士でございます。

【会 長】どこかの事務所に所属している方から選んでですか。

【防災都市づくり課長】選んで、その事務所そのものなのです。

【会 長】協会として事務所に頼んでいるということですか。

【防災都市づくり課長】事務所に所属している方、例えばA設計事務所というのがございます。そこに1人の方でやっている方もいらっしゃいますし、その社員というか、何人かの所帯でやっている方もいます。1人でやっている方は1人ですし、そこで社員として雇われている方であれば、その社員として雇われている方が戸別訪問に伺うこととなります。

【会 長】要するに、戸別訪問の担当者は、この設計事務所協会というところで選んで、行ってもらおうということですね。

【防災都市づくり課長】そのとおりでございます。

【会 長】それで指名された設計事務所が誰を選ぶか、その事務所が決めるということですね。

【防災都市づくり課長】はい。

【会 長】なるほど。わかりました。

何かほかにご質問がございましたら、どうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】耐震フォローアップということで、区内においても喫緊の課題に対する対応だ

と思うのですが、現時点で1,500件ほどの、まだ実際に改修をされていない方がまだいる。これから抽出するのでしょうかけれども、今の時点で大体何割ぐらいということはわかりますか。

【会 長】ご説明ください。

【防災都市づくり課長】数につきましては、正直申し上げて、どのくらいあるかということはいわかりません。ただ、専門的になるのですけれども、例えば構造的に補助の対象にならないものがございますので、おおむね1,000件から1,300件くらいかと思っております。まだ予測の段階なので、申し訳ございません。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】大体そんな感じですね。私が気になりますのは、区からの情報提供の中に、現行不適格状況というのが入っているわけですね。これはいわゆる既存不適格の建物ということで、その情報が入るわけですね。

今回はあくまでも耐震に関するサポート、フォローということになりますので、そういった内容の情報を得ていて、例えば既存不適格とかそういうものには触れられないですね。当然戸別訪問して何かするときには、説明されますね。

【会 長】ご説明ください。

【防災都市づくり課長】ここにごございます現行不適格状況というもの、この調査票の中には記載されてございますので、この中には情報として提供することになります。ただ、これについて何か情報を操作することはありません。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】そうですね。目的外利用という形になってしまいますので、その辺は注意しながら、また誤解をされないような形で、耐震で行って、ここは違反ですよという話で、他のところの改修とか何かにかかわっていると、ちょっとまた誤解されることが出てくるといいますので、その辺は注意していただきたいと思います。

【防災都市づくり課長】その旨、しっかり注意するように伝えたいと思います。

【会 長】ほかに質問。鍋島委員。

【鍋島委員】私もちょっと前に、古いので耐震を無料でやっていただきました。そうしましたら、それ以上、細かいことは、この今の新宿区建築設計事務所協会様ですか、そこから来ますということだったのでお願いしようと思いましたが、その場合はそこで来た方か、その協会に入っている人が改修工事とか補強処理とかいろいろしないと、そういう補助とかはいただけませんよというお話だった的呢ね。

うちは古くから大工がいるものですから、その人は今、新宿区に住んでなくて、他に住んでいるので、それだったら違う人に家の中に入られるのは嫌だなと思って、止まってしまっていたのです。

その後、そこから漏れたかどうか分かりませんが、それこそリフォーム関連の電話がかかってきたのですね。それで怖くなって、もう触れないことにしてしまいました。今は再開発が出ていますから、もうやめようとは思っているのですが、そここのところはお答えいただきたいと思います。

【会 長】わかる範囲でどうぞ、説明してください。

【防災都市づくり課長】今のお話を伺いますと、新宿区のほうから無料の耐震予備診断に業者が来たということですね。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】はっきり言って、1つはこの診断を受けたらば、いろいろなものを補助いただくには、この流れで、新宿区の協会に入っている人がやらないと補助をいただけないのですか。それとも、違う人がやっても、自分のところについている大工がやってもできるのか。それが1つです。

【会 長】ご説明ください。

【防災都市づくり課長】耐震の今、改修工事について、工務店、大工さんの指定についてということでございます。区のほうでは、こうした工事業者等は、まず区のほうからはご紹介はしておりません。それから、実際に耐震診断に行った方が紹介することも、これを禁止しております。

そうしたところで、今のお話ですと、そういうことはないと私どもは信じております。診断をして、設計をして、そして工事というのが段階になってございます。設計をするのは、あるいは診断をするのは、その事務所、建築士の資格があり、そうした方が設計することになるのですけれども、設計については、必ずしも新宿区の建築士の事務所協会に入っていないなくても、これはどなたが設計して下さっても結構です。

ただ、一方で、新宿区で耐震の診断登録員という制度がございます。これは耐震診断設計ができるという、スキルの新宿区が認めた方ございまして、建築士協会に入っていないなくても、こうした登録員の方が設計をしたものであれば、補助を受けることができます。

【会 長】よろしいですか。では、何か追加があれば。鍋島委員。

【鍋島委員】登録員の方がやらなければ、もらえないという規約ですか。

【会 長】 ご説明ください。

【防災都市づくり課長】 そのとおりでございます。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 新宿の登録員ではない人が診断した場合は、いただけないのですね。

【会 長】 ご説明ください。

【防災都市づくり課長】 はい、そうです。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 それで設計は、その登録員の人でなくてもいいわけですね。登録員の人が家に来て、その後その人が、新宿区に登録になった協会の人でないと、補助はいただけないというお話でしたけれども、それが今は変わったということですよ。

【会 長】 ご説明ください。

【防災都市づくり課長】 変わったというか、最初からそうだったのですが、協会に入っていないくても、登録員の方が設計すれば、補助の対象となります。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 そうなのですか。というのが、一部の人にこういう情報が流れて、他の人には流れないというのは随分情報の格差があると思ひまして、ここが制度の問題かなと思ったものですから。

【会 長】 住民の方にわかりやすく説明していただくということは当然です。

ほかに何かご質問、ご意見はございますか。佐藤委員。

【佐藤委員】 関連してなのですけれども、最近、いわゆるリフォーム詐欺とか、そういう被害が出ているという報道をよく聞きます。この戸別訪問の際に区が提供する身分証をつけることになっているのですが、資料にあるような情報を持って、1軒1軒訪ねるとなると、人によってはすごく警戒すると思うのですよね。そうすると、その際に住民の方から聞かれたときに、きちんと説明をして、不審を持たれないようにしないといけないと思うのですが、その点、設計事務所協会から行く方に対する研修とかは、きちんとやられるのかどうかということと、この身分証についても、身分証は今パソコンで簡単に作れるわけですね。どういった身分証をつけるのかということをお聞きしたいのですが。

【会 長】 ご説明ください。

【防災都市づくり課長】 今、区民の方がリフォーム等の詐欺に対して警戒されるということで、区のほうできちんとした方が行くのかということでございます。区は、今お話があった登録員

を対象といたしまして、年に2回ほど研修を行っております。実は今日この時間に研修をコズミックセンターでやっておりまして、その中で、もちろん研修の中には耐震化に関することが主になるのですが、一方で区民に寄り添った区民のご意向、ご事情をしっかりと踏まえて、丁寧な誤解のない対応をするようにということを伝えているところでございます。

それから、身分証明書につきましては、これは区のほうで発行してございまして、区長印を押したものを訪問する方にお渡ししております。そうしたところで区民からのきちんとした信頼を得られるように配慮してございます。

【佐藤委員】わかりました。以上です。

【会 長】この対象者ですが、対象者は以前、自分から診断を受けた人ですよ。ですから、ある程度、この制度を知っている方に今回、区のほうから積極的に相談に乗ってあげることですね。ご説明ください。

【防災都市づくり課長】そのとおりでございます。耐震診断をみずから申請されたということは、少なくともみずからの建築物の耐震化を図ろうという意欲があった方々です。ところが、何らかの理由で工事まで至っていない。であれば、もう一度、私どものほうで背中を押すというか、ぜひやってくださいということ働きかけようというのが今回の事業の趣旨でございます。

【会 長】ほかに質問はありますか。鍋島委員。

【鍋島委員】1回やった関係で、やってない方もいらっしゃると思うのですが、私も消費生活センターにいましたから、厳しくそういうところをチェックしましたがけれども、そのときにはちゃんと初めに区かこの協会か知りませんが、文書をいただきました。こういう名前の人が行きますから、いつといつの間がいいですかという日にちのご相談までの文書をいただきました。

それで、これだったら安心かなと思ってやりました。それと同じに留守のところに行ってもしょうがないので、やはり日にちの設定をなさると思いますから、区かこの協会からか前もってこういうことで行きます、日にちはいつがいいですかというような文書をいただいて、名前をいただいておけば、皆さん安心すると思います。

本当にご近所でも、毎日のようにそういうリフォームの人が入っていますから、ただ行っても断られると思います。私も断ります。

【会 長】ご説明ください。

【防災都市づくり課長】連絡をしてから伺うようにいたします。

【会 長】では、そうしてください。ほかにご質問、ご意見。

ないようであれば、これは報告事項ですので、了承ということで終了したいと思いますが、よろしゅうございますか。

本件は了承ということに決まりました。

次に、資料 38「情報提供ネットワークシステムを使用する独自利用事務の個人情報保護委員会への届出について」であります。

それでは、説明をお願いします。

【特命担当副参事】情報提供ネットワークシステムを使用する独自利用事務の個人情報保護委員会への届出について、報告をいたします。まず資料の説明の前に、マイナンバー制度の仕組みですとか、それから事務の種類が幾つか出てまいりますので、その辺の説明を前段でさせていただきます。マイナンバー制度は住民票をお持ちの全ての方お1人ずつに付番されている12桁の番号、こちらを使いまして、別々の異なる行政機関、区役所と、例えば別の区役所、それが同一人の情報であること、その12桁の番号を使って確認をして、情報提供ネットワークシステムを使って、相互に情報連携、利用することで、正確な情報の把握、これによって公平公正な給付と負担、それから住民の方の利便性の向上、それから行政の効率化、これを図る制度であるということです。

新宿区の中でも、昨年の1月から個人番号の利用が始まってございます。それで、個人番号の利用事務には大きく3つございまして、その事務の説明をいたします。たくさんある資料の中の参考資料38-3というものが後ろのほうにあるのですが、そちらをご覧ください。参考資料38-3でございまして。

こちら、区における個人番号利用事務ということで、区では番号法に基づき、個人番号を利用しております。(1)といたしまして、法定事務とございます。この法定事務というのは番号法で定められております。社会保障・税・災害対策運営に関する事務。こちらは番号法の別表で決められている事務でございまして。

それから、2つ目(2)が、区独自利用事務ということで、(1)の法定事務以外の、やはり社会保障・税・災害対策分野に関する事務ですけれども、区が条例で定めることによって、個人番号を利用することができる事務になります。

その次、(3)が東京都の独自利用事務ということで、やはりこの法定事務以外の同様の分野で、東京都の条例で定めることによって個人番号を利用することができる事務ということで、この3種類の事務が新宿区の区役所の中でも取扱いを行ってございます。具体的には、全部は

申し上げられませんが、資料の 38-2、こちらに区における個人番号利用事務の一覧が載っておりますけれども、ブルーのものが法定事務、それから、ピンク色のものが新宿区の区独自利用事務、それから薄いクリーム色が東京都の条例で決めている都独自利用事務ということになってございます。この事務の種類がこの後に出てまいりますので、それだけ確認をさせていただきます。

恐れ入ります。審議会の資料にお戻りください。まず、マイナンバー制度では、今年の7月から、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携、自治体同士の連携が開始される予定でございます。各自治体の独自利用事務、新宿区の独自利用事務、それから東京都の独自利用事務については、先ほど申し上げましたけれども、条例で決められてございますけれども、番号法第19条14号の規定に基づきまして、国のほうに届出を手段として行うことによりまして、この情報提供ネットワークシステムを使った情報連携が認められるということになっております。法定事務につきましては、もう番号法で決められてございますので、そのシステムを使った連携が手段なしに認められてございます。

しかしながら、区独自利用事務、都独自利用事務につきましては、国のほうに届出を行うというプロセスを経まして、それがその正当な利用なのかどうか審査を受けることを通しまして、ネットワークシステムを介した連携が可能となるというようなことでございます。

そのため、今回、平成28年10月26日に、東京都を通じまして個人情報保護委員会にその届出を行いましたので、審議会のほうにご報告をさせていただくというものでございます。

恐れ入ります。資料の38-1をご覧ください。A4判の横になってございます。「届出を行う事務一覧」というようなことで、全部で6ページになってございます。今回、届出を行いましたのは、区長部局の51の事務と、それから教育委員会の事務6つ、あわせて57の事務の届出を行わせていただきました。

今回、届出を行いましたのは、全ての独自利用事務ではなくて、29年7月から順次、その届出が認められる事務が国のほうから指定されてございますので、29年7月からまず届出をしてくださいねと国からいわれた事務について、届出を行ったものでございます。

資料の38-1でございますけれども、左側に届出番号、事務の名称、それからその横にそれぞれ提供ネットワークシステムを介して提供を受ける情報を、例えば届出番号の1番の障害者の福祉手当の支給に関する事務でございましたら、住民税情報や住民票の情報を他自治体から事務処理に必要な場合に、照会をしてシステムを介して受け取るというような資料になってございます。

なお、この独自利用事務につきましては、照会を行うのみでございまして、その独自利用事務に関する情報を提供するというようなことは一切認められてございません。ですので、法定事務に関しましては、それぞれの自治体の中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介した中間サーバーに置かれている法定事務の情報、住民税の情報ですとか、住民票の関係情報について、法定事務の情報の提供を受けるのみで、独自利用事務そのものの情報を提供することはございません。

なお、参考資料でございますけれども、参考資料の 38 については、先ほど申し上げました番号法 19 条 14 号ということで、情報連携が独自利用事務についても可能となる根拠の条文でございます。また、参考資料の 38-2 は、国の個人情報保護委員会の規則の資料でございます。また、参考資料の 38-4 は、各自治体の中間サーバーにおきます法定事務に係る全国共通のデータ項目ということで、前回、本審議会のほうで情報システム課のほうでご報告をさせていただいたかと思っておりますけれども、この全国共通のデータ項目について紹介を行うということでございます。参考資料の 38-5 は、全体のシステムの概念図となっております。

以上、届出のご報告でございますけれども、マイナンバーに係る手順でございましたので、報告をさせていただきました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】ご質問がありましたらどうぞ。誰かご質問。佐藤委員。

【佐藤委員】先ほどの説明で資料 38 の 6 ページのアスタリスクのところですが、独自利用事務は特定個人情報の照会のみを行うことができ、情報の提供を行わないというのですが、これは言っている意味がよくわからないのですが。照会するけど提供しない。照会ということは、つまりほかの自治体から税情報をもらうときに、当然これを使うわけですね。それは提供ではなく、照会なのですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】独自利用事務、例えば、先ほど身体障害者の福祉手当の事務と申し上げました。それを事務処理するときに、その手当の支給の対象となる要件が、例えば前年の所得が幾ら以下であるという要件があった場合に、他自治体の住民税の情報が必要になります。

その場合、新宿区の事務処理の際に、前住所地の税情報を見たいといった場合には、前住所地に照会をかけて、前住所が提供をしたものを得て事務処理に使うということになりますので、新宿区の独自利用事務の情報そのものを提供することはございません。

どういうふうにやりとりをするのかということでございますけれども、恐れ入ります。参考資料の 38-5 をご覧いただきたいのですが、左側に新宿区というのがございます。それで、そ

の新宿区の外側に各自治体の中間サーバーというのがございます。それが、ほかの自治体、他自治体も同じように、その自治体の外側に中間サーバーを置いて、そこに全国共通の法定事務である情報を置いてございます。

新宿区はその中間サーバー、他自治体の中間サーバーにその必要な情報を取りに行くということで、税情報ですとか、住民票の情報、そういったものの照会をかけて取込みをするということでございますので、独自利用事務そのものを相手方に提供するというような仕組みではないということでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると、ほかの区が、例えば中野区なり杉並区が、新宿区のそういう税情報を得るということは、これは情報を提供するという事にならないのですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】今、事例にありました中野区が新宿区の税情報、それから住民票情報を欲しいといった場合には、その税情報や住民票関係情報というのは、法定事務の情報になりまして、それは中間サーバーに全国共通のデータの項目として既に置いてございますので、それは提供をいたします。それは法定事務ということでございます。

独自利用事務は提供しないと申し上げましたのは、法定事務で決められていない新宿区独自の個人番号利用事務の情報を提供しないということで、法定事務に限っては、中間サーバーに置いて提供いたしますので、自治体間のやりとりが、照会もあれば、提供もあるということで、相互のやりとりがございます。

大変ややこしくて、難しいかと思えますけれども。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると、例えばこの項目になっている心身障害者手当の所得要件というのが当然あるわけで、中野区から新宿区に転入してきた方が前年度の住民税の情報を新宿区が中間サーバーから照会を受けて、情報提供を得れば、その人は今までのように、以前住んでいた、中野区だったら中野区の課税証明書なりそういうものを取る必要がなくなるという理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】そのとおりでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】中間サーバーに法定事務の情報が全て入っていることになるわけで、その点のセ

セキュリティが本当にしっかりしていかなないと、中間サーバー自身から情報が漏れるということになると、大変なことになるので、それは以前にも私は申し上げましたけれども、そこは嚴重にしっかりやっていただきたいと思います。

【会長】今の関連ですけれども、中間サーバーによその区の情報、今の例でいえば、よその区の情報を中間サーバーに取りに行くでしょう。それに誰がアクセスできるか。誰がそれを照会することができるかはどういうふうにしてチェックしているのですか。前提として、どういうふうに誰がやることになるのか。ご説明ください。

【特命担当副参事】まず、アクセスログについては、厳格に制限をかけてございます。法定事務であれば、その法定事務を取り扱っている部署の係単位でアクセス権限を区のほうで制約をかけております。ですので、その法定事務であれば、その法定事務を扱うその係の者しかアクセスできません。

例えばこの独自利用事務につきましても、その事務のどういう事務処理でやるのかというようなことを国に届出を出して、オーケーが出た後、事務処理を行うこととなりますので、やはり同じように係単位でアクセス制限をかけ、それ以外のものについてはアクセスができないと同時に、この照会に当たっては、いつ、誰がというログが残ることと、それから、どんな事務でどんな情報をというのも厳格に限定をされて届出をすることになってございますので、やみくもに照会をすることが一切できないような仕組みになってございます。

【会長】それはまだこの報告、対象の項目については決まっていないのですか。

【特命担当副参事】実はこの間、届出を国のほうにいたしまして、これについては事前の審査というのが通っているところでございますので、これで審査が通りまして、国の個人情報保護委員会の規則にこれが載るといような予定で、今、手続を進めているところでございます。

【会長】どの程度のボリュームか知りませんが、この報告はいいのですけれども、要するにここは個人情報の保護の問題なので、中間サーバーに照会する方がどういう形でセキュリティを守って、セキュリティを実現してくれるのか、そういう問題だと思うので、できればそういうことが決まった段階で、もう一度ご報告いただけませんか。

【特命担当副参事】また実際に、詳細な運用が決まりましたら、またご報告をさせていただくのと同時に、先ほど係単位と申し上げましたけれども、さらにその係の中でも、個人の職員IDというのを管理してございますので、個人の単位まで限定して制約をかけているというところで、今後も運用をきちんとしていきたいと思っております。

【会長】その点はまた後日よろしく申し上げます。

ほかに何かご質問。鍋島委員。

【鍋島委員】個人情報なのですね。というのが、今、ここ新宿区の私もいろいろな会に属していますので、報酬を少しでもいただきます。そうするとマイナンバーを出さねばいけません。ここでしたら手渡しだったのでいいのですけれども。

ほかのところは郵送してきまして、このマイナンバーとそれから身元確認証の原本のコピーと、そういう最も大切なものを送り返してくださいとあって、返信用の82円封筒が入っていたのです。消費生活センターでは、いろいろなそういうものを送るときには、絶対に書留か、せめて配達記録か、そういうものにしなさいと指導していたのです。

ここでは、そういう予算はぜひつけていただいて、送り返すのに82円なんてとんでもないですから、やはり書留か配達記録にしてください。だから私は手渡しで持っていきましたけれども。

それから、マイナンバーをここでお渡ししたときにも、これは、誰が管理するのですか。というのを聞くのを忘れてしまったので、やはり他のいろいろな事業者のところにも、管理者の名前はちゃんと書いてあります。これはお集めになるときに、この人が管理しますから安心して出してくださいというのをうちの団体のほうでもそれを聞いてきてほしいと言われました。そういうのがありますか。

これからもいろいろな情報を管理してやるでしょうから、中の体制がどうなっているのかということで、これは今のこの問題と関連して、セキュリティの問題をよろしくお願いします。

【会 長】今の、この議題と関連があることであれば、追加でご説明ください。

【特命担当副参事】一昨年ですか、27年に制度が始まりまして、28年から個人番号の利用が始まったところでございまして、区の中でも個人番号の安全確保の取扱いについては、全庁を通じて説明会をしたり、マニュアルづくりをしたりということで取り組んでいるところでございます。

話が前後してしまいますが、取扱いに関しては、課ごとに、総合政策部のほうから通知を出させていただきまして、取扱いの事務処理のマニュアル、安全管理のマニュアルを各所属につくらせるよう通知をさせていただいたところです。それには、今、委員ご指摘のように、責任者ですとか、それから誰でも触れるということではなくて、取扱いをする人を明記させて、限定をさせて、必ず収集したマイナンバー、個人番号については、鍵がかかるところに保管をするなり、あるいは、データの入力をするのであれば、パスワードをかけたファイルで保管をするという取扱いを全庁でさせていただいているところでございます。

利用事務に関しては、今、確定申告の時期ということもございまして、マイナンバーの提出を求められる場面が皆様あるかと思えますけれども、原則、本人確認、番号確認の手続がございまして、なるべく対面式でやっていただきたいというのは、お願いしているところなのですが、やはり時間的なものですとか、物理的なところもございまして、郵送ということもございしますが、その場合には、なるべく今、委員がおっしゃったように、本人限定郵便ですとか、書留ということは推奨をしているところでございます。今後も徹底されるように、職員の研修等をやっていきたいと思っています。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】そんなにやっていらっしゃるのですから、これにもそのことを書いていただいて、責任者を決めていますとか、区民が安心するようなことを、手続だけでなくて新宿区が出していらっしゃる文書みたいに書いていただきたいです。

【会 長】可能なことであれば、丁寧に説明していただきたいと思います。

ほかにご質問かご意見はございますか、本件について。

ないようでしたら、これは本来の条例上の報告事項ではないようなので、一応了承ということではよろしゅうございましょうか。

では、本件は了承ということで終了いたします。

それでは資料 41「新宿区立保育園等における腎臓病検診業務の委託について」であります。

それではご説明をお願いいたします。

【保育指導課長】子ども家庭部から保育指導課長の私と、それから教育委員会学校運営課長から、あわせて説明をいたします。

それで、説明に先立ちまして、1点、お詫びがございまして。今回の腎臓病検診につきまして、保育指導課としまして、保育所、保育園のほうに対象を拡大するということで案件を提出したところなのですが、その内容を精査していく過程で、実は幼稚園と子ども園で検診を開始するに当たって、本審議会への報告が漏れておりました。大変申し訳ございません。

それでは、事業の概要を説明いたします。事業名としては、腎臓病検診と、それから幼稚園の腎臓病検診ということになりまして、保育園、子ども園については腎臓病検診のほうに該当します。

担当課はご覧のとおりです。

目的としましては、下記対象者における4、5歳児になるのですが、腎臓疾患に起因する症状の有無について採尿による検査を行って、その結果に基づきまして、必要に応じて医療機関

へつなげるといった、就学前の健康管理及び保持に役立てるといったところでございます。

対象者は、区立子ども園、それから保育園に在園する4歳児、5歳児。それから区立幼稚園につきましても、ここは申し訳ございません。3歳児の記述が漏れております。区立幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児となります。

事業内容ですけれども、保育園では入園前と年2回の内科医による定期健康診断は実施しているところでは、一方で、子ども園、幼稚園では、その健康診断に加えて、眼科、耳鼻科、それから今回の尿検査を実施しているところでは、

今年度、参考までに申し上げますと、子ども園の検査実施園児599名のうち、3名の園児、幼稚園におきましてもは21名の園児が、それぞれ2次検診を要する結果となっております。

26年度、27年度も同様な状況でございますので、こうしたことを踏まえまして、内科医による健康診断では補えないというところから、保育園においても4、5歳児の尿検査を実施し、健康管理を行っていききたいというところでございます。

対象施設とその園児数につきましては、記載のとおりでございます。

実施方法と時期ですけれども、第1次検診をおおむね4月から7月まで順次行いまして、これは、第1次検診は対象児童全員について実施をいたします。以降は検査結果に応じまして、必要な児童について2次、3次と段階を踏んでいきます。

採尿は自宅で行いまして、保護者が園に提出する。受託業者は対象園を巡回し、検体を回収します。検査結果は、おおむね7月から8月までに受託事業者が各園に送付し、園を通じて保護者に配付をする。当然、これは所管課にも報告は受けるところでございます。

別紙をご覧ください。件名、新宿区立保育園等における腎臓病検針業務の委託についてということで、今、既に説明をいたしましたところは省略をいたします。欄としては上から3つめの委託先ですけれども、実績としまして、平成28年度は早川予防衛生研究所、それで幼稚園につきましても、これに加えて、東京都予防医学協会があります。幼稚園につきましても、小学校、中学校、それから特別支援学校とあわせて実施していきまして、対象者が1万2,000名を超えるといったところで、2社と契約をしているところでございます。

29年度は、幼稚園につきましても、現行の事業者へ委託する予定ですが、保育園と子ども園につきましても、現時点では未定でございます。見積競争による選定と考えております。

次の欄で、委託に伴い事業者へ処理をさせる情報項目ですが、1次検診と2次検診は同じ項目で、記載のとおりでございます。3次検診に進んだ場合には、やや右のほうにあります問診結果内容、それから病症の診断結果といったものが加わります。これらを最大の情報項目とし

まして、4番、5番、それぞれこういった事務手続のところでは、こういった情報を扱いますということで記載をしております。

1つ飛びまして、委託理由ですけれども、検査に必要な設備及び分析技術を要するためということで委託を行うところです。

それから、さらにまた1つ飛びまして、委託の開始時期ですが、先ほどお詫び申し上げましたように、幼稚園につきましては、平成5年から開始をして以降継続と、子ども園につきましては平成19年からと。保育園はこのたび4月から新たに開始をしたいということで、年度契約になりますけれども、以降継続していきます。

委託に当たって区が行う情報保護対策、それから次の受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、通常、委託契約を行う際に、受託事業者に課す事項でございますので、ここで読上げは省略いたします。

雑駁ですが、私からの説明は以上となります。

【会 長】何かご質問かご意見ございますか。佐藤委員。

【佐藤委員】先ほど第1次検査の結果は、それぞれの園に通知を渡して、そこから保護者に渡すということだったのですが、そうすると、園でそれぞれ何か封筒詰めにするのか。それとも、もともとこの予防衛生研究所のほうで個人の結果を封筒詰めしたものを園の先生なり、園長先生が個別に渡すようになっているのか。その辺はこうした検査結果なので、非常に機微な個人情報なので、やはり厳格に取り扱ったほうがいいと思うので、その辺はいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【保育指導課長】結果につきましては、事業者のほうで通知を作成しまして、封緘をして、持ち込むという手続になります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】ということは、1人1人封筒詰めがもうされているということですね。この早川予防衛生研究所のほうで。ということでよろしいですね。

【会 長】ご説明ください。

【保育指導課長】さようでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】この予防衛生研究所というところは、確かにいろいろな検体を持ち込んで検査をする専門の機関だと思うのですが、セキュリティ上、例えばプライバシーマークを取得しているとか、区のほうから、例えば個人情報の取扱いについては、こうすべきだというマニュアル

なり研修のようなものをきちんと徹底しているのか、その辺のセキュリティ対策はどうか、その辺のセキュリティ対策はどうなのですか。

【会 長】ご説明ください。

【保育指導課長】特にこの腎臓病検診の委託に当たりまして、マニュアルの作成や、研修を行っているということをごさいますませんが、通常、必要となる個人情報の保護については、もちろん契約書の中に付記するとともに、事業者に対して説明をしているというような状況でございます

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

【会 長】ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。

それでは、資料 42「高額介護予防医療合算サービス事業費の支給に伴う外部結合等について」であります。それでは、説明をお願いします。

【介護保険課長】よろしくお願いたします。高額介護予防医療合算サービス事業費の支給に伴う外部結合等についてということでございます。

初めに、資料の 42-1 のほうからご説明を若干させていただければと思っております。今お手元に「介護保険サービス利用における軽減サービスの種類」ということで、資料がございます。左上に平成 12 年 4 月から開始という部分がございます、こちらが高額介護、介護予防も含まれますので括弧がついていますが、高額介護（予防）サービス費ということで掲げてございます。

こちらは、ご自分が支払った介護サービス費の自己負担額が、それぞれ払っていただくのですが、世帯の合計または個人で、上限額がそれぞれ決まっております、今、表でございませけれども、自己負担額、白いところに介護分と書いてあって、上限額があって、その右側の網かけの部分ですね。こちらが上限額を超えている部分ですという表になります。

こちらについて区のほうで、こちらは上限額を超えていますので、保険者のほうから償還しますという制度がございます。これは月額で、それぞれ月でやるのですが、その右手のほうに平成 20 年 4 月から開始と書いてございます高額医療合算介護（予防）サービス費というのがございます。先ほど申し上げた高額介護の間に、医療合算という文言が入っております。こちらにつきましては、今、申し上げた仕組みの介護の部分と、それから医療保険、医療のほうの

自己負担分を足した部分についても、それぞれご自身の上限額という部分がございますので、介護分と、それから医療保険分の自己負担分を足したものが、万が一、自己負担額の上限額を超えていると、保険者のほうからお戻しますという制度になります。

これが従来から続けられている制度でございまして、本日、皆様のほうにご審議いただきますのは、そちらのもう1個左に戻っていただきまして、平成28年4月から開始と書いてございます、高額介護予防サービス事業費という部分でございます。

こちらが、一番初めに申し上げた介護サービスのところに、この28年4月から総合事業ということで、少し仕組みが変わる介護保険のサービスができたという部分がございます、その追加に伴って、今回、外部結合とそれから委託のご報告をさせていただくという案件でございます。

最終的には、今、2段目の右側になりますけれども、平成28年度中に実施予定と書いてございます、高額介護予防医療合算サービス事業費、こちらの網かけの部分の金額を算出するために、国保連のほうにこれからデータをお渡ししますという説明をこれからさせていただきます。

今、申し上げた28年4月から開始していますという総合事業の部分の若干ご説明を、その下の参考というところで、介護予防・日常生活支援総合事業の概要ということで、いわゆる総合事業と呼んでいますが、こちらの概要でございます。従来まで、28年3月までは予防給付、下の枠になりますが、予防給付、要支援1・2の方が対象だったものの中に、訪問看護でありますとか、福祉用具の貸付等々の事業、それから訪問介護、それから通所介護の部分がございます。

今、申し上げました総合事業というのは、その予防給付の中を分割しまして、予防給付、訪問看護、あるいは福祉用具にそのまま使う方は予防給付のままで要支援1・2ですよ。それ以外の訪問介護、あるいは通所介護のいわゆるホームヘルプサービスでありますとか、デイサービスをお使いになる方は、総合事業のほうに移行をしますという形になります。

こちらの最大の特徴は、この総合事業にしか該当しない方が出てくるという話でございまして、要支援1・2には該当しないのけれども、生活機能の低下が見られる方について、そういう事業を新たに、軽度者向けの事業を新しく立ち上げましたという部分の制度が始まりましたという形になります。

次に、若干金額を交えてご説明をさせていただきたいと思いますので、資料42-4という資料をご覧くださいと思います。一番上の新宿区と書いてある左側ですね。こちらが月額形の形になります。一番初めにお話をした自己負担額、例えば、介護サービスのほうと、それから

総合事業、今、申し上げた新しい制度を足して、自己負担額を2万5,000円だったとしますという表です。負担上限額をこの方については例えば1万5,000円としますと、1万円は、そちらに書いてある、高額介護予防サービス費ということで月額1万円を本人にお返ししますという形になって、今申し上げた1万円の数字を国保連に、右に矢印がいますが、このデータをお渡しします。国保連のほうでは、国保連の上の(1)のところがございますけれども、年額、当然、例えば2万5,000円×12カ月で、年額で30万円としますと、真の負担軽減、真の自己負担額については、1万5,000円×12ということで、18万になります。残りの12万、単純に1万円の払い過ぎていた部分が本人に返ってきていますので、真の自己負担額は18万円になりますという表になります。

(2)のところ、国保連で今、申し上げた介護と総合事業の本当に払うべき金額と、もう1個、医療保険の自己負担分を足したものがでてまいります。国保連でそちらを合算していただいて、こちらの合算サービスのほうにも自己負担額の増減がございますので、そちらは例えば年間19万円お支払いすればいいのですよという形になりますと、この方は医療と介護で36万円払っているとしますと、自己負担額の上限の19万円を超えた17万について、利用者の方々にお戻しするという制度になります。ここの17万円を出すために、今回データのやりとり、あるいは委託の項目を増やすという形に今回なっているところでございます。

大まかな制度的な概略は以上でございます。

それでは、こちらの事業の概要のペーパーをご覧くださいと思います。まず2ページの事業の概要でございますけれども、ただいま申し上げました内容でございます、ご覧いただきたいのは概要の上から5行目ぐらいですね。このたび、当該高額介護予防医療合算サービス事業費、先ほど言った17万の計算については、適正かつ効率的に処理するため、当該支給額の計算を国保連に共同処理の事務委託として追加することといたします。この部分が1つ。

それから、また国保連はこの計算を処理するに当たりまして、それぞれの月額の払戻金の金額が必要になるため、国保連に区のほうから外部結合により、高額介護予防サービス事業費の支給額を送信することを追加いたしますという事業内容の概要でございます。

2番でございますけれども、対象者数でございますけれども、現在のところ11月の調査の時点では、52名という形でございます。

その下のほうは割愛をさせていただきます、次に3ページの外部結合のペーパーをご覧くださいと思います。まず登録業務の名称でございますけれども、こちらは従来ある登録業務の名前がそのまま入っているところでございます。

それから、次が結合される情報でございますけれども、個人の範囲ということでございますが、こちらは総合事業の利用者、新たに総合事業、先ほど申し上げた事業を利用する方々と、それから今申し上げました高額介護予防サービス事業費支給額、月額それぞれお戻ししている金額を追加する項目として外部結合しますという形になります。結合の相手方につきましては、東京都国民健康保険団体連合会（国保連）でございます。

結合する理由は割愛をさせていただきます、結合の形態でございます。光回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信という形で、現行の介護保険業務、事務でやっております送受信と同様の形態の中でやるものでございます。

結合の開始の時期ですが、本審議会承認の日から年度末までという形でございます。

情報保護対策といたしましては、区のほうにつきましては、上段（１）から（４）まで、国保連では（１）から（４）まで、ご覧のとおりとなっております。

続きまして、４ページの共同処理委託の変更についてというペーパーをご覧いただきたいと思います。上から参りまして、委託理由のところをご覧いただきたいと思います。国保連は総合事業分を含む介護保険レセプト情報、医療保険レセプト情報の両方を保持しておりまして、事務処理の迅速化、効率化が可能であるため、委託をするものでございます。

委託の内容といたしましては、医療保険と総合事業を含む介護保険の情報を突合いたしまして、高額介護予防医療合算サービス事業費の支給対象者の抽出、支給額の計算を行いまして、結果を新宿区に提供するというものでございます。

委託の開始時期、情報保護対策についてはご覧のとおりでございます。

私のほうからは雑駁でございますけれども、以上でございます。よろしく申し上げます。

【会 長】ご質問かご意見はございますか。佐藤委員。

【佐藤委員】先ほどの説明で、区が国保連にデータを転送して、国保連が直接、計算結果を送付すると、こちらに戻すのですか。それはデータで国保連からもらうのか、ペーパーなのか。その辺はいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】はい、計算して、こちらで戻します。まず先ほど、１万円の月額のお戻しした部分のデータを差し上げて、国保連が医療と介護を全部合算して計算をして、データでまたこちらのほうに戻していく形になります。戻ってきたデータをもとに、我々は各利用者にお返しする処理をするという形になります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】 そのデータは紙媒体なのか、電磁的媒体なのか、それとも送信されるのか。

【会 長】 ご説明ください。

【介護保険課長】 全て専用線の電磁媒体になります。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 わかりました。

【会 長】 ほかにご質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、外部結合がありますので、外部結合は諮問事項ですので、承認ということといたしまして、そのほか業務委託については報告事項ですので、了承という形で処理したいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、本件はそのとおりで終了いたします。

【会 長】 次の資料 43「レセプト情報管理システムの利用に係る外部結合等について」であります。それでは、説明をお願いします。

【生活福祉課長】 本日、生活福祉課と保護担当課、共管の事業ですので、保護担当課長も同席いたしますが、説明は私からいたします。

それでは、お手元の資料 43、レセプト情報管理システムの利用に係る外部結合等についてです。ページをおめくりいただきまして、2 ページの事業の概要からのご説明になります。

事業名はレセプト情報管理システムの利用等。担当課は生活福祉課及び保護担当課です。目的はレセプト情報。レセプトというのは診療報酬明細書のことですが、レセプト情報を社会保険診療報酬支払基金よりオンラインで受領し、レセプトの管理を行っていくものです。対象としているのは生活保護受給者と、中国残留邦人等に対する支援受給者となります。

事業の内容ですが、新宿区では平成 23 年度以降、厚生労働省が開発した生活保護及び中国残留邦人等に対するレセプト情報管理システムを導入しています。そちらのほうを診療報酬支払基金からオンラインで受領し、レセプトの管理を行ってきているところです。

なお、当該システムの導入については、平成 22 年第 5 回の本審議会におきまして承認を受けております。

このたび、レセプト情報管理システムのサーバー機器の保守が終了すること、及びシステムサポートが終了するというところで、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである LGWAN 回線を用いた富士通エフ・アイ・ピー株式会社が提供する LGWAN-ASP サービスのレセプト情報管理システムを導入することを計画しています。

対象者数については、生活保護受給者が月間約 1 万 8,000 件。中国残留邦人等に対する支援

受給者は月間約 120 件です。

ここで、LGWAN-ASP サービスというのが新しい用語となりますので、簡単にご説明したいと思いますので、資料 43-1 をご覧ください。

まず LGWAN とは、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークとなります。こちらのネットワークはインターネットから切り離された閉域のネットワークとして構成されています。

LGWAN-ASP サービスというのは、民間企業等がこの LGWAN 上で、地方公共団体に対してサービスを提供する。そういったような形で構成されているサービス総体が LGWAN-ASP サービスといいまして、その提供者を LGWAN-ASP サービス提供者といいます。

LGWAN-ASP サービス提供者となるには、地方公共団体情報システム機構から、LGWAN 利用に係るセキュリティについての資格審査を受けて、認証を得る必要があります。ですので、普通の事業者が簡単にすぐ接続できるようなものではなく、厳しい資格認証を経た上で、このサービス提供者となるような形になっています。

現在、LGWAN-ASP、いろいろなサービスが出ていますけれども、電子申請や届出、電子調達、電子入札など各方面における行政サービスに関してのサービスが提供されています。LGWAN-ASP サービス、今回使うレセプト情報管理システムですけれども、こちらのほうは平成 28 年 4 月 1 日からサービスの提供が始まっています。都内においては、28 年度から、東京都と足立区が導入しております。来年度、29 年度からは港区、板橋区、江戸川区において導入の予定となっています。

戻りますが 3 ページのシステムの利用に係る外部結合についてご説明申し上げます。結合される情報項目、非常に多岐にわたるのですが、いわゆる診療情報明細書に記載されている診療年月、レセプト種別など、レセプトに記載される項目となっています。結合の相手方は、富士通エフ・アイ・ピー株式会社となります。

現在、先ほどの LGWAN-ASP サービス、いろいろなサービスが提供されると言いましたが、LGWAN-ASP サービスの中で、レセプト情報管理システムを提供しているのは富士通エフ・アイ・ピー 1 社となります。

ここでまたさらに、資料 43-2 をご覧いただきたいと思います。図 1 で、生活保護受給者が医療を受ける際の流れ、また支払いの流れを示しています。生活保護受給者がまず福祉事務所

に医療保険の請求を行い、②番で医療機関に受診します。医療機関は③番でレセプト請求を支払基金に対して行い、支払基金は診療内容の審査を行い、福祉事務所のほうに⑤番のレセプト請求を行ってきて、⑥番で診療報酬を私ども福祉事務所が支払基金を通して医療機関に支払う。こういったような流れになっています。

ここの下の図2のところが、現行システムと変更後の比較になります。今回、結合する理由として、現行のレセプト情報管理システムのサーバー機器の保守が29年5月で終了することと、また、システムそのもののサポートが平成30年7月で終了するというところで、業務の継続に際し、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されているLGWAN-ASPに登録されたレセプト情報管理システムを利用するため、富士通エフ・アイ・ピー株式会社を相手方として結合するものです。

新システムの結合の形態としては、LGWANを利用して区のイントラネットパソコンと結びます。下の図2のところで、これまで福祉事務所内のレセプト情報管理システムと支払基金が結合されていたものが、下のところ、中心に富士通エフ・アイ・ピーのところと福祉事務所がLGWANで結合される、こういった形に変わるということです。

再び3ページにお戻りください。結合の開始時期及び期限は、平成29年6月から平成30年3月31日までを予定し、以降、継続を考えています。

情報保護対策としましては、区及び富士通エフ・アイ・ピー株式会社は、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティ規則を厳守し、通信はLGWANによる専用回線の使用、ファイヤーウォールによる通信制御、データの暗号化、不正アクセスやコンピュータウイルス対策を行うこと等の個人情報保護措置を講じます。

最後に4ページ、こちらは報告事項、レセプト情報管理システムのサービス提供業務の委託についてです。委託先とその理由は、先ほど来、申し上げますLGWAN-ASPに登録されたシステムの中で、レセプト情報管理のサービスを唯一提供している富士通エフ・アイ・ピー株式会社になりますので、そちらを受託先事業者とするものです。

委託の内容は、レセプト情報管理システムサービスの提供、サーバー機器・ネットワーク管理、障害・保守対応、情報セキュリティ対策等になります。委託の開始時期及び期限は、平成29年6月から30年3月31日までを予定し、以降、継続を考えています。

委託に当たり区が行う情報保護対策は、区と委託先との契約書に、この後ろに別紙で特記事項をつけていますが、特記事項を付し、委託先が新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティ規則を厳守することを明記する等のほか、必要に応じ区職員が立入り調査を行います。

受託事業者に行わせる情報保護対策は、通信はL G W A Nによる専用回線を使用し、ファイアーウォールによる通信制御を行うほか、データの暗号化、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策等を行わせます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【会 長】ご質問かご意見はございますか。佐藤委員。

【佐藤委員】この4ページのアスタリスク、委託の内容のところなのですが、委託業者は直接的に個人情報を扱うことはないが、バックアップ等の個人情報を間接的に扱うことがある。これだけの非常に機微なレセプト情報なので、委託先の社員なり職員に情報をさらすことは、極力戒めなければいけないと思うのですが、間接的に扱うというのはどういう意味なのか。見ることはできるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】ネットワーク事業者が内部を、情報を扱うということはないのですが、例えばファイル保守を行う際に、バックアップを取るということであれば、よくあるパソコン上の、わかりやすくいえば、このファイルをこちにコピーをする。こういう扱いはもちろんしますが、中を触るとかいじるとか見るとかということではないですということ、間接的に取り扱うということの意味します。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると、誰その個人情報を作業するときに見ることはないということですね。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】はい、見ることはないです。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】わかりました。結構です。

【会 長】ほかにご質問、ご意見。伊藤委員。

【伊藤委員】3ページの情報保護対策のところは何いたいのですが、この3番に書いてある個人情報というのは、これは結合される情報項目とか、こういった一般的な個人情報を指すわけですね。それはそういった認識でまず大丈夫ですか。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】当然、そういったことで。情報そのものとか、ログインのものも暗号化しますという意味です。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっと気になったのが、個人情報を暗号化しますので、暗号化したものはまた元に戻せるということが前提になりますよね。ログインパスワードに関しても、ではこれも暗号化を行いますというときに、ではそのログインパスワードというのは、これは元に戻せるのかというのは、ここが並列に書かれているので、これで大分意味合いが変わってくると思うのですよ。

というのも、パスワードが元に戻せるのだったら、パスワードが外に出てしまったときに、戻せるという話になる。これが一番よくない話で。例えばデータベースから、パスワードが暗号化されたものが抜き出されたときに、戻せてしまったら、これはあまり意味がないと思うのですが、その辺が一番危険だと思っているのです。

この辺はきちんと分けて、対策をとっているのかというのはどうなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】この書き方が少し適切かどうかということがあるかと思うのですが、ログインパスワード等をデータベースに格納する際には、当然、暗号化をしておかないと、そのデータベースが漏れた際によくない。ただ、復号については、もちろん復号するキーを持っている方はできるというのが暗号化の大前提になりますから、そのキーは別で保管するという認識でいます。

委員のご質問に対してのお答えに直接的になるかどうか分かりませんが、ここで言っているのは、ログインパスワードはデータベース管理するけれども、当然、それは暗号化をしますと、そういった意味合いで記載しています。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】パスワードに関しては、基本復号はしないということがセキュリティ上の前提にございます。例えば、AAAという、Aが3つでパスワードだとすると、それがABCとかになるというのが、この暗号化されるという話だと思っております。ただ、そのABCからAAAには戻せないというのが、安全なパスワード管理になるわけです。もう一回AAAに入れたときに、ABCが生成されて、そのABCとABCをあわせると、これは確かにパスワードが一致しているからログインできますという、そういう仕組みになっていると思うのです。

だから、本当は複合化できてはいけないというのが、結構セキュリティ上の、システム開発用のトレンドだったりするのですが、その辺が、これが複合化するかどうかというのは、結構セキュリティ上で重要な話になってきます。

データベースの情報はそれだけで単独で抜き出されて、そこからまたログインをされるという、そういうパターンなので、データベースがログインした後に抜き出されるわけではないわけですね。なので、これが復号できるかどうかというのが、これはあえて書かれていたもので、少し突っ込んでしまっていますけれども、その辺がやはりしっかりしているかどうかというのは、結構セキュリティ上重要になってくると思うので、この辺はちゃんと確認したほうがいいのではないかと考えているのです。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】済みません。少し技術的なお話になったかと思うのですが、私どものほうも、こちらのほうは確認させていただきます。ただ、ちょっと今、私の説明も拙かったところがありますが、公的認証をかなり受けている団体ではあるので、委員のご指摘のようなことはされていると思いますが、そこもきっちり確認させていただきます。

【会 長】要するに特殊な処理でなくて、伊藤委員の質問も、基本的にログインパスワードはそういうものなのですよという質問ですから、それと特殊な処理でなければ問題ない。だから、特殊な処理であれば、またいつか報告いただかないとしようがない。そうでなければ、普通の処理がされていて、それが問題ない処理であればよろしいのかなと思います。伊藤委員。

【伊藤委員】普通の処理というのは、パスワードを入れたらもう戻せないというのが、これが普通の処理なのです。でも、今でも多分戻せるものも結構あるわけです。パスワードというのは戻せないことが前提になっているのかどうかというのが結構前提になっている話なので、その技術的な話がきちんと担保されているか。データベースの値が漏れたとしても、そこから復号できない状況になっているという、そこが守られていれば大丈夫なので、その辺はご確認いただいたほうがよろしいかなと思います。

【会 長】どうぞ。

【生活福祉課長】そういった確認はきちんとしていきますので、どうもありがとうございます。

【会 長】ほかに何かご質問かご意見はございますか。

ないようですと、これも外部結合がありますので、外部結合については諮問事項ですので、承認ということで。業務委託については報告事項ですので、了承ということにいたします。よろしゅうございますか。

では本件はそういうことで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは資料 44「国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施についてであります。

それでは説明をお願いいたします。

【医療保険年金課長】 諮問・報告事項の件名でございます。国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施についてです。

1枚おめくりいただきまして、国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価の概要という資料をご覧ください。今回の実施の理由でございます。区では国民健康保険に関して、個人番号の利用事務を平成28年1月から開始しております。それに当たりましては、既に27年度に特定個人情報保護評価を実施しているところでございます。このたび、国民健康保険制度改革が30年度に行われるということ。それから、私ども国民健康保険の事務で使っておりますシステムを、ホストシステムから小型システムに改正するというにあわせまして、この特定個人情報保護評価の重要な変更が生じるということで、今回、評価を実施するものです。

あわせまして、この評価については、重要な変更にあたるということで、パブリックコメントを実施するというので、今回、ご報告するものでございます。

実施の理由のところの（1）と（2）、2つございますけれども、1つ目は先ほど言いました国民健康保険制度改革に伴うものでございまして、これは一番下の概念図を見ていただきますと、これまでは左のほうで、各区市町村が国民健康保険の保険者という位置づけでございました。30年度からは、【改革後】というところを見ていただきますと、区市町村とともに都道府県が保険者として位置づけられます。

そして、この都道府県と区市町村の関係でございますが、恐れ入ります。ページをめくっていただきまして、参考資料44-1をご覧ください。

先ほど、概念図、真ん中ほどにありますけれども、こういった形で都道府県もともに保険者となるということですが、都道府県と市町村の改革後の役割の分担が整理されているところですが、上の赤字で書いてあるところが、主に都道府県が担う部分で、都道府県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させるというのが今回の改革の大きな柱となっています。

あわせまして、下のほうに市町村とあります。これは特別区も含まれるということでございますけれども、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うということでございます。この区市町村が扱う事務については、現行と基本的には変わらないというところでございます。財政運営の責任主体として都道府県も保険者として位置づけられるというところが、今回の改革になるところでございます。

これに伴いまして、この資格管理は区市町村が行うのですが、都内での資格管理というのが出てきます。都道府県単位で資格管理を行うこととなりますので、この継続性の判定とか、そういったところで、新たな管理が必要になってくるということでございます。

恐れ入ります、もう一度、最初の概要の資料をご覧ください。

1番の(1)国保制度改革に伴うものでございまして、国民健康保険において、先ほど申しました30年度から都道府県が区市町村とともに国民健康保険を行うこととなります。今後、都道府県単位で被保険者の資格管理を行うため、改正後の国民健康保険法に基づきまして、全ての区市町村が共同して個人番号を含む資格管理事務、当該事務処理に必要な国保情報集約システムに係る運用管理事務を、東京都国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託することとなったため、個人番号を国保連合会に提供するということでございます。これが今回評価を行う理由の1つです。

2つ目はシステム変更に伴うものということで、区では平成31年2月から、国保システムを区の現行ホストシステムを利用しているのですが、そちらから小型システムでございます区市町村事務処理標準システムに変更する予定でございます。このシステムの中で個人番号を扱うということで、個人番号の保有する形態が変わってくるということで事業の変更に当たるということでございます。

2番の実施の時期というところで、先ほどシステム開発ということもございました。本来、先に本審議会にお諮りするということもございますけれども、今回、パブリックコメントを実施するという必要がありまして、そのための期間が1年ぐらい必要になるということで、事前準備のために現在、これからパブリックコメントを実施する必要があるということ。それから、マイナンバー、個人番号の利用に関する仕様については、国のほうでも確定した仕様を示されているということございまして、今の段階で内容が確定しているということで、今回お諮りいたします。

続きまして、今後の本審議会への諮問・報告予定でございます。この特定個人情報保護評価最終案を最終確定しましたところ、今年の5月ごろを予定しておりますけれども、本審議会に報告いたします。それから2番目として、システム開発委託についての諮問・報告を同じく5月ごろ予定して、こちらの諮問をお願いしたいと考えています。それから、国保連への資格・給付共同管理委託についても、これは契約を結ぶということですが、これについても5月ごろ、本審議会に改めてお諮りするということございまして、こちらのほうは全て仕様の詳細がまだ固まり切っていないようなところがあります。今回は個人番号の利用の部分について

てのみ、評価書を先行して実施させていただくということで、お諮りしたところでございます。

次のページをご覧ください。今回、ただいま申しましたように、国保の資格管理を都道府県単位で行うということで、国保連に委託するというところでございまして、そのシステムの簡単なイメージでございます。今回、これは国保連のほうで国保情報集約システムというものを持ちまして、都内の区市町村とネットワーク回線でつながるということで、その中でマイナンバーのやりとりを行うということでございます。

上のほうの吹出しにあります国保情報システムでは、区市町村が行う資格管理、給付事務のうち、都道府県単位で一元的に管理が必要な資格の取得・喪失、年月日情報、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を管理するというところでございます。

区市町村の中にあります市町村事務処理標準システムにつきましては、住民の身近な事務として、区市町村が行う資格管理や保険料の賦課、徴収等の標準的な事務処理を支援することで、今回、この部分のシステムに関するマイナンバーの扱いについて評価を行うということでございます。

資料 44-2 は、今回評価を行う部分の評価書を載せております。こちらでは、修正の箇所を赤字で示しておりまして、該当ページを抜粋してお付けしておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

それから、恐れ入ります、戻っていただきまして、資料 44-1 でございますが、こちらはパブリックコメントの実施についてのご案内でございます。裏面をめくっていただきまして、実施期間が平成 29 年 1 月 25 日から 2 月 23 日までの 30 日間。周知方法でございますが、記載のとおりでございます。閲覧資料としては記載のとおりでございます。その他、閲覧・配布場所、意見提出方法については、記載のとおりでございまして、3 番、今後のスケジュールというところでございますけれども、このパブリックコメントの実施と同時に、2 月上旬から 3 月中旬までにかけて、第三者点検、評価書の再調整を行いまして、このパブリックコメント等で寄せられた意見も踏まえまして、5 月下旬に評価内容を確定するというところで本審議会に評価書を報告いたします。

その後、同じく特定個人情報保護委員会、国の機関に評価書を提出しまして、最後、確定しましたら、評価書を公表する。こういう手順で進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【会 長】システムの変更のことなのですけれども、ホストシステムから小型システムに変えるというのは、どういう目的というか、どういう事情ですか。

【医療保険年金課長】ホストシステムというのは、新宿区が開発して、新宿区が保有しているシステムということでございまして、小型システムというのは、民間の開発事業者が開発したパッケージシステムということになります。

こちらに変更する大きな理由ですが、1つはこの制度改革に対応するための改修に対応すること。もう1つは、国保の資格管理をする記号番号という番号で管理している部分があるのですが、今、7桁で管理しているところですが、その桁数が足りなくなるということが、ここ1～2年で予測されている状況なのですけれども、その桁数を増やす改修が、非常に多大な工程が必要になる。自庁開発システムでは相当の開発の負担が生じるということで、事実上、難しいということもあって、今回、業者の開発するシステムに切りかえるということで、検討しているところでございます。

【会 長】実際にホストシステムと小型システムというのは、小型システムを導入したときに、その2つは何らかの関連性があるのですか。つながっているとか、どういうふうになっているのですか。あるいは、それらは関係ない、独立したシステム、小型システムもコンピュータの機械そのものが違うようなことか。どういうことでしょうか。

【医療保険年金課長】機械そのものが違ひまして、国民健康保険の事務としては、資格管理としては、ホストシステムはもう利用しないという形で、完全に切りかえる形になります。ただ、住民基本台帳情報だとか税務情報だとか、そういったものとの連携は引き続き行いますので、それはまた別途、本審議会にも開発のところではご報告させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【会 長】わかりました。では、質問かご意見がございましたらどうぞ。よろしゅうございませうか。

では、報告事項ということですので、了承ということにしますが、よろしゅうございませうか。

では本件は了承ということで終了します。ご苦勞さまでした。

次、資料45「国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正について」であります。それでは、説明をお願ひします。

【医療保険年金課長】それでは、事業の概要をご覧ください。こちらは既に国民年金に関する事務に関しましては、個人番号の利用については法律で記載され、実施が可能になっているところでございますが、この事務を実際に扱っております日本年金機構の個人番号利用が、今、日本年金機構のほうで情報漏えい事件があったことを受けまして停止されていたところが、個人番号の利用開始が可能になったということで、今回、評価書を修正するものでございませう。

事業内容の2番、内容をご覧ください。主な修正の事項でございますが、(1)日本年金機構の個人番号の利用開始に伴う評価書の修正ということでございまして、こちらは個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、日本年金機構は平成29年5月31日までの間において、政令で定める日まで、国民年金に関する事務において、個人番号は利用できないことにされておりました。

その後、同じ法律の附則第3条の2の政令で定める日を定める政令の公布がありまして、政令で定める日が平成28年11月12日、すなわちこの日から個人番号の利用を認めることになりました。具体的には平成29年1月4日から個人番号の利用を開始するということでございまして、そのため評価書の特記事項の中で、その旨を記載しているところを修正するというところでございます。

資料45-1の25ページをご覧ください。特定個人情報保護評価書です。これは横書きになっていまして、変更箇所というところでございますが、今申しましたところは、最初の左空欄に「P. 10」をつけているところでございますが、先ほど説明したところも関係する項目でございます。

付記事項のほうに変更前の記載としては、表記のとおり記載があつて、要は個人番号の利用が決められた日まで利用できないということをその旨を記載しているところですが、このたび、利用できることになったということで、その記載を削除するという変更でございまして。

それから、あわせまして、これは左のところ、○印をつけているところが今、申しました項目に関する変更箇所ということで、続きまして、26ページをご覧いただくと、中ほどから11ページという記載と、それから○印がついてあるところ、この項目のところは日本年金機構が個人番号を扱うということに伴う修正ということでございます。

もう一度、最初の概要の資料にお戻りください。修正の2点目は、(2)のところ、その他の修正でございまして、大きく2つあるのですが、今回の修正にあわせまして、記載漏れの修正、それからその他、根拠法令、管理体制のところ、組織名が、管理責任者が変わったとか、そういったところの軽微な修正を今回、あわせて行うということでございまして、先ほどの評価書の25ページ以降のところ、横書きの資料を見ていただくと、△印をつけたところがその他の修正箇所でございます。

このうち、記載漏れの修正の部分でございまして、25ページの下から2行目のところ、「P. 6」と記載があるところでございますが、これは保険免除等に関する事務のところ、評価書

の6ページと7ページをご覧ください。

従前、評価書のほうでは、6ページについては保険料援助等に関する事務のフロー図、7ページは年金給付に関する事務のフロー図でございますが、その年金給付に関する事務のフロー図の中で、税務情報トータルシステムというところとの連携のところ、この年金給付に関する事務については記載漏れがございました。免除に関する事務については、税務情報との連携の図は入れていたのですが、そこが漏れていたということで、今回、そこを修正したというところでございます。

それから、さかのぼっていただいて、3ページを見ていただきまして、この事務の内容の中で、1の②事務の内容欄の3番、年金給付に関する事務のところの(4)に、先ほど言いました税務情報トータルシステムを使用し、所得情報を取得、確認というところが、記載が漏れておりましたので追加したということでございます。

その他、根拠法令等の追記を行ったということで、修正を行っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**【会 長】**これは、いつ確定するのですか。評価書を出すわけでしょう。

国の委員会の承認というのがありますよね。そこで承認されて、あるいは今日出したのはもう承認されたものの修正なのですか。これはどうなっているのですか。本件は、特定個人情報保護委員会の承認というの是最初の承認かなと思っているのですが、この承認はもう得ているのですか。

**【医療保険年金課長】**もともとその承認を得ている評価書で確定したものに今回、日本年金機構が個人番号を使えることになったことに伴う修正、そのほか、記載漏れ等の修正を行ったもので今回つくりまして、これをまた特定個人情報保護委員会に提出しまして、承認を受けましたら、この修正した形での公表という形になります。

**【会 長】**私の質問は、その報告を当審議会は受けているのですかということなのです。この評価書、こういう評価書ができましたというのは、今まで幾つも見せていただいたけれども、実際に出した評価書がどうなって、今回でも承認を受けたと。前回ここで、全項目の評価を受けて、評価を審議していただいて、オーケーだとしますよね。そうすると、その後の手続として国の委員会ですか、そのところに評価書を見てもらって、それから最終的に先ほどの委員会で承認を得たと仮にしたとして、その報告を当審議会は受けているのですか。

**【特命担当副参事】**この特定個人情報保護評価については、実施の主体は区になります。提出先と申し上げますのが、国の個人情報保護委員会なのですが、この評価書を国に提出した後、

承認云々という手続は踏みません。区のほうで最終的に決定をしたものを提出するのみになります。

それで、本審議会との関係で申し上げますと、新宿区の保護評価書の実施要綱に基づいて実施をしているのですが、必ず本審議会にご報告をして、ご意見をいただいて、大きな修正があった場合には、必ずまたご報告をさせていただいて、修正した内容を見ていただいた上で、国のほうに提出して公表をしてございますので、手続としましては、区の中で完結をしたものを国のほうに提出はさせていただき、公表ということになります。

ですので、保護評価に関しましては、国に提出した後に、承認ですとか、不承認というような手続を踏むということではなくて、あくまでも本審議会のほうにご報告をして、後に議会にも常任委員会という形で報告させていただき、国に提出をしているという手続になります。

【会 長】資料45-1の1枚目でいいのですが、その下のほうに、結局、ここには特定個人情報保護委員会承認日と書いてありますよね。それで公表日と書いてあります。だから、承認があるのではないかと、質問をしています。

【特命担当副参事】国の委員会での承認という、正式な意味では受理という形になりますので、形式的に例えば、必要な項目の記載漏れや、それについては指摘があるかもしれませんが、実際の内容について修正をしてくださいとか、そういった指導、指示があるというものではございません。

それについては各実施機関の中で、新宿区でいいますと、本審議会のほうにお諮りをしてご意見をいただいた後に、必要な箇所については修正をして、決定をして、提出をしているところでございます。

【会 長】いつからこの個人情報を使っているのですか、例えばこの今の議題になっているものですね。当審議会でも承認したのだと思うのですけれども、いつから使っているのですか。

【医療保険年金課長】現在、区のほうでは取得については扱っているのですが、日本年金機構に渡すということでしょうか。それは、提供は行っていないという状況でございます。

【会 長】区のほうではつくって、使っているわけですか。年金基金のほうは使っていないのですか。

【医療保険年金課長】そういうことです。

【会 長】それはどういうことですか。それをどこで、いつ使って、誰がオーケー出したのでしょうか。

【医療保険年金課長】国民年金の事務は、区と日本年金機構の関係で申しますと、保険者の中

にはカテゴリーがありまして、1号被保険者という自営業だとか学生、そういった方の届出の資格関係の届出の事務は区市町村が窓口になるということで、これは法定受託事務として区が行っております。その受託に、情報を日本年金機構のほうに送達いたしまして、実際の実施主体は日本年金機構が厚生労働省から委託といたしますか、法律で決められた処理機関として日本年金機構が処理をしているということでございます。

その際、区に申請がある際には、個人番号を記載していただいて、届出を受けているということでございますが、その個人情報について、日本年金機構に送達する際は、今は個人番号をお渡ししていないということでございます。

【会 長】いつか渡すのですか。

【医療保険年金課長】これは、今、日本年金機構で情報漏えい事件があったことを踏まえまして、その利用をストップさせているという状況ですので、これが今年の1月から解除されたといえますか、使えるようになったということでございますので、今後、区のほうで取得した個人番号を日本年金機構のほうに提供するというところでございます。

【会 長】先ほど申し上げたように、ここで承認した評価書というのは、どういう手続で、どう使われて、実際に現在、どういう状況なのですか。

これ、事務局のほうにお尋ねするのだけれども、何かもっとわかるようにしてもらえませんか。評価書を、これを一々議論をすれば切りがない、項目ごとに質問してしまえば。これが何に使われているか、委員の中にはおわかりの方もいらっしゃるかもしれません。評価書自体が問題になっているということで審議しているだけで、ここで審議した評価書は、国の委員会で承認されたかどうかはこちらはわかりません。

先ほどですと国で、承認という手続かなと思ったら、承認ではなくて届出だけでいいのだとおっしゃる。それではいつ国のほうへ届け出たのですか。

それで公表と、今、書いてあるけれども、そういうことはどういうふうに行われているのか。そして、どういうふうに行われているのか。もう少しわかるようにしていただきたいです。

【区政情報課長】今、私が即答できなくて、誠に申し訳ないのですが。今のご意見を承りまして、いわゆる個人情報、個人番号を使う場合の手続と、そこでなされている行為の意味をもう一回整理をしまして、ペーパーにまとめてご提示をさせていただくと。そのようなことを今、お話を聞いていて感じましたので、させていただければと思います。

少しお時間を頂戴したいと思います。

【会 長】そういうことで、全体がわかるように。この評価書自体はここで審議しますけれ

ども、何をやっているのかわからないというのも、我々としては不安というところもありますので、よろしくお願いします。

それでは、本件は一応、これは条例上の報告事項ではないのですよね。事実上、報告いただいて、ではそういうことで、本件は了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。先ほどの件は後日、ご説明いただきたいと思いますと思っています。

【区政情報課長】長らくご審議ありがとうございました。今日予定しておりますのが資料 48 までなのですが、今、資料 45 までやっていただきまして、資料 46 以降は次回に回させていただければと思います。

次回も件数が結構ございますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

【会 長】わかりました。皆さんにいろいろ、ご意見出たので、それなりに意味があったと思っています。

それでは、本日のところはこれをもって全ての審議を終わりにいたしたいと思います。

それでは、次回のことについて、事務局から。お願いいたします。

【区政情報課長】次回でございますけれども、審議会、1月30日月曜日、午後2時から予定してございまして、場所につきましては、同じくこちらで行います。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

【会 長】何か委員の方からご質問かご意見、ございますか。特別なければ、これをもって終了といたします。

どうも長時間、ありがとうございました。また1月30日、よろしくお願いいたします。

午後 4時10分閉会